

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和 8年 5月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る名古屋市有地の一時貸付

(2) 物件の表示

物件番号	施設名称	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
1	名古屋市博物館	瑞穂区瑞穂通 1丁目27番地の 1	敷地南側 (屋外)	2.20㎡ (幅2.2m× 奥行1m)	1台
2	名古屋市博物館	瑞穂区瑞穂通 1丁目27番地の 1	東通用口付 近 (屋外)	2.20㎡ (幅2.2m× 奥行1m)	1台

(3) 用途の指定

入札案内書の定めるところにより、自動販売機（清涼飲料水）の設置のために使用しなくてはならない。

(4) 貸付期間

令和 8年 9月 1日から令和 9年 3月31日まで

また、令和 9年 4月 1日から 4年を限度に 1年を単位として更新できるものとする。ただし、名古屋市の指示により、更新期間を変更する場合がある。

(5) 入札方法

入札は、歩合率で行うものとする。

別紙仕様書に基づく清涼飲料水 1本に対する歩合率とする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 次に掲げる著しい経営不振の状態にある者。

ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い認定を受けた者を除く。

ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

- (5) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 本公告の日から落札決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第 253号）に基づく排除措置を受けている者
- (7) 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がない者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は、次の各号

に掲げる期間及び場所において配布するものとする。

(1) 配布期間

本公告の日から令和 8年 5月21日（木）まで

(2) 場所

名古屋市公式ウェブサイト（トップページ＞市政情報＞公売・売払い・貸付物件＞自動販売機設置に係る入札等）からダウンロード

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/1049215.html>

4 入札参加申込方法、受付期間及び送付先

(1) 申込方法

郵送（書留又は簡易書留郵便）による。

(2) 受付期間

本公告の日から令和 8年 5月21日（木）まで

(3) 送付先

〒467-0806 名古屋市瑞穂区瑞穂通 1丁目27番地の 1
名古屋市博物館 仮事務所 総務課

5 入札書の郵送方法、入札期間及び送付先

(1) 郵送方法

書留又は簡易書留郵便による。

(2) 入札期間

令和 8年 6月 9日（火）から令和 8年 6月22日（月）まで

(3) 送付先

〒467-0806 名古屋市瑞穂区瑞穂通 1丁目27番地の 1
名古屋市博物館 仮事務所 総務課

6 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 8年 6月23日（火）午前11時00分開始

(2) 場所

名古屋市瑞穂区瑞穂通 1丁目27番地の 1
名古屋市博物館 仮事務所 1階会議室

7 その他

(1) 予定価格を総額で定めるのか又は単価で定めるのかの区分

単価（歩合率）で定める。

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、指定する額の入札保証金を博物館総務課で、入札までの間に納付しなければならないものとする。なお、落札者が契約を締結する権利を放棄したとき又は入札案内書に記載された契約締結期間内に正当な理由なく契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、名古屋市に帰属するものとする。

ただし、本公告に係る入札に参加しようとする者が、自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績が分かる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合には、入札保証金を免除する。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として 2,400円を納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(7) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。